

領主と作人

— 延喜莊園整理令の再吟味 —

赤松 俊秀

【要約】 請作を重視する最近の莊園経営研究の難点は、借耕者が耕作権をどのようにして獲得したかの究明である。従来、莊園研究は、請作重視論をも含めて、口分田・墾田・治田の私有性を強調するあまり、借耕者の存在を無視したり認めてもかれらの耕作権獲得のための努力を正当に評価し得なかった。この論文は、十紀世初頭に長期の耕作権が始めて容認され百姓の名による田地立券が抑止されたとの見解のもとに、従来一体視された地主層のなから領主と作人が分化する過程を追跡し、明確を欠く延喜莊園整理令実施の成果について再吟味すべきことを主張する。

史林 四九卷一号 一九六六年一月

一

平安時代古文書所見の領主・作人に早く注目し、その性格を最初に明らかにされたのは、中田薫博士である。博士は明治三十九年（一九〇六）発表の「王朝時代の莊園に関する研究」〔『法制史論集』（第二卷所収）〕のなかで莊園の組織としてまず領主を取り上げ、領主とは土地の所有権者をさし、領家というものは、所有者が公卿である場合の美称である、とされた。博士のこの定義はその後異議なく承認されている。ただ解釈

の根底になった史料が『環翠軒式目抄』『沙汰末練書』『法曹私要抄』など、平安時代末期・鎌倉・戦国時代編述のものであることは注意を要する。『令義解』『六国史』『類聚三代格』などの令制の根本史料には、領家はもちろんのこと、領主という名辞も所見しない。令制では墾田の所有権者を地主〔『類聚三代格』（弘仁十一年十一月五日太政官符）〕と称している。領主は既に指摘されているように〔『黒田俊雄「荘園制の基本的性格と領主」、『中世社会の基盤機構』所収、延喜四年（九〇四）十月十五日付某寺牒写のあて先に「謹上領主諸院」〔『平安遺文』二二〇一（九八）〕とあるのが今のところ最も古い。しかし内容で注目〕

されるのは、康保三年（九六六）四月二日付伊賀国名張郡夏見郷薦生村刀禰等勘文写（『平安遺文』（二）二八九号）所見の「件名張河西、薦生御牧上方、添山所在寺神領田嶋、私人領地・公田、其数已多。或号大屋戸、或号夏焼、然而其領主各別也。併非東大寺領。」ぐらいである。この勘文が作られた前後の事情については別の機会（赤松俊秀「袖工と莊園」（史料四六の一・二・三））に述べたので、ここでは再説しない。いずれにしても、領主が十世紀初頭から使用され始めた名辞であることは、まず動かない。問題は領主の歴史的社会的性格である。黒田俊雄氏は当時古文書などに使用された領の語義が占有、現実の直接的支配、事実上の所有を意味することを指摘し、領主が名義上の所有者をさしたことはもちろんあつたが、現実の直接的支配者、それも在地に根をはやしたようなものを意味することが強かつた、としている。最近の領主制研究の動向からすると、黒田氏が領主の意味をこのように限定したのは当然といつてもよい。しかし史料に即して考えると、このように限定することが妥当である、とは容易に言い得ないように思われる。黒田氏が引用している史料のなかには、名義上の所有者であるもの、事実上の所有者

ではあつても在地にいわゆる根をはやしていないものが見えてくるからである。ことは土地所有に關係している。領主が名義上・事実上の双方にまたがり、在地・非在地を問わないことが明らか以上、視野をもっと広くし、十世紀になつて次第に領主關係の史料が多く所見するようになる根本事情を明らかにし、それを通じて領主の法制・經濟・社会的性格を解明することが必要である。

黒田氏の論文でいま一つ注目されるのは、康平三年（一〇六〇）四月廿一日付元興寺三論供領近江國愛智莊司等解（『平安遺文』（三）九五四号）所見の「國家不_レ令_レ知_レ作嶋。本寺不_レ知_レ作嶋。以_レ誰、為_レ領主、以_レ誰、為_レ作人。以_レ作人、還為_レ領主者、如何。彼輩不_レ持_レ公驗。」の事実をもつて愛智莊の田堵が元興寺の「領主権」をおびやかした、としていることである。当時の愛智莊の田堵が国衙の収納使目代と手を組んで元興寺の領有に反抗しその支配をおびやかしたことは黒田氏のいうとおりである。わたくしもかつて黒田氏と前後して愛智莊について論じたことがある（『鎌倉仏教の課題』『史究』所収）。ここで指摘したいのは、右に掲げた引用文によると、作嶋の領主と作人は相互にその地位を交換するこ

とが仮定されうるほど、その存在に共通するものがあり、しかも決定的な違いは、領主が公験を持っているのに対して、作人はこれを持たないことである、と元興寺側が主張したことである。このように考えられた領主とは何ものをさしたのであるか。それが元興寺自体でありえないことは領主と作人が対比されていることで明白である。それはまた、右の引用文で「本寺」と表現されているものが元興寺であることによって、確かめられる。当然に領主は、黒田氏のいうように、在地に根をはやした現実の直接支配者ということになるが、愛智荘の場合、元興寺とまっこうから対立抗争している田堵がそれでありえないことが、領主の存在を確かめることを困難にしている。領主について掘り下げた研究が要望される第一の理由はここにある。田堵はかつてわたくしも明らかにしたように、平安時代末期には名主と同一性格の存在であった。また貞観元年（八五九）の元興寺領近江国愛智荘検田帳（平安道文）以来、平安時代の前期の古文書では耕地の預作人として所見している。いま問題になっている愛智荘司等解は、十一世紀後半のものであるが、それには、田堵は作人・名主とも表現されている。

この場合の愛智荘の領主は、当然に在地の土豪ではあるが、耕地所有の公験を持つていて、作人・田堵・名主と一線を画し、かれらから加地子を取取る存在ということになってくる。領主の性格規定を荘司解の内容に基づいてそこまで追い詰めるのは容易であるが、それ以上に進んで領主の存在を具体的に明らかにするのはむずかしい。愛智荘には荘司解より八年前の永承七年（一一〇五）十月に作製された坪付（平安道文）がある。この坪付は当時として珍しく一々の坪に人名が注されている。その中には荘司の丸部光成・依智秦公姓ものなども見えている。刀禰久茂も所見する。しかしそれが領主をあげたのか、他に例があるように作人を記したのかとなると、決め手は見いだされない。領主と作人を区別して認識する標識というべき公験も、元来は僧尼関係の文書をさしたものであって、田畑宅地関係となると、定義は容易でない。領主対作人関係を明確にする史料を他に求めて、複雑微妙な関係を説明することが必要な理由はそこにある。

わたくしはかつて愛智荘の問題を論じたあと、東大寺領伊賀国玉滝・黒田両荘の歴史を明らかにしようと思ひ立ち、

『平安遺文』所載の文書を改めて初めから見直しているうちに、問題の領主と作人の重要な史料が両荘とくに玉滝荘関係のものに多く出ていることを知った。所見の一端は論文「杣工と荘園」(『史料』四六の二・三所載)のなかで発表した^④が、論文の主題にも拘束されて領主対作人の関係とまっこうから取り組めない面もあった。考察の足りない点は、その後に発表した二つの論文でも論及したが、なお満足できない面があったので、昭和三十九年史学研究会大会公開講演の際に「領主と作人」の題のもとに研究発表を行なった。この論文は、その時の講演要旨を骨子としてその後の知見・省察を加えて、新しく書き起こしたものである。論を進める都合上、既に発表した論文と一部重複するところがある。もっと早く『史林』に掲載することを約束したのであるが、身辺多忙で起稿が遅延して今になって、編集委員会に迷惑を及ぼしたことを、おわびする。

二

さて作人について、始めて明確な定義を下したのは、最初に記したとおり中田博士である。博士は前記の論文のな

かで荘園の組織として田堵・寄人を論じた際に平安時代中期以降の古文書に所見する作手に注目し「乞請耕作」を許された耕作権をさすものとされた。博士はまた、この「乞請耕作」をもってローマ法の乞索 Pecarium と根本觀念を同じくするものとし、その観点から公田や初期荘園で行なわれた水田の賃租は今日の法概念に基づく契約による賃借とは性格が異なること、その本質は耕作者の奉公・服従に対する土地所有者「領主」の恩給と解すべきことを強調された。したがって作手という耕作権は服従を前提として領主から恩恵的に与えられたものであり、作手田が耕作者の私領でないことは明らかである。博士がこれらのことを今からやく六〇年前に指摘されたことは敬服に堪えない。ところが問題は鎌倉時代以後の史料には作人が自分の作手田をさして私領と称した事実が多く認められることである。なかには作手職所有者が領主と自称したこともある(『東寺書』レ十三之三十九所取建長六年六月廿七日沙彌善照田地讓狀)。このような事実が多く認められることは、服従と恩給の関係から作手の成立を説明する博士本来の立場にとって致命的な打撃を与えるものである。それに対して博士は次のように説明された。『平安時代後期

の領主は職務的用益権を留保して権門等に寄進した自己の所領を、寄進後も留保した権利を客体として自己の所領と称した事実が多い。作手成立の場合にもこれと同様の事実があった、と推測される。

しかし博士の説明によってかえって問題が複雑となるのは、博士によって作手の最初の史料とされている『朝野群載』巻五（『新訂増補国史大系』巻二十九上二八ページ）所収の延久三年（一〇七二）十一月四日付藏人所下文に所見する田原御栗栖住人山背友光の作手が、博士の解釈によると、領主が耕作権を留保して畠を寄進したことによって成立した事実である。この友光の作手についてはさらに吟味を要するが、それはのちに述べることにし、ここでは論じない。重要なのは、博士のこの説明によって、作手成立には、領主の耕作権容認と領主自身が耕作権を留保した場合と、二つの経路が存在した、と認められることである。この二つの経路は同時に成立したものであるか、それとも一方が成立しそれが多くなった結果、他方の経路もそれにつれて出現し両者が共存するようになったのか、それとも先行した一方が衰退廃絶したあと、他方が新しく起きたのであるか、いずれが先行したのである

か。両者の関係はいろいろに考えられるが、中田博士の説はそれについて何も触れていない。ところが博士の論文によると、ローマカトリック寺院法では耕作権留保付寄進地は純粹のプレカリウムとは認められなかった^⑤。そうすると、領主の耕作権容認が留保付寄進に先行しかつ支配的に多かつたことを明確にしないかぎり、博士のせつかくの請作・プレカリウム一致の指摘もその意義を喪失することになる。作手論の困難な点は、中田博士が論及された賃租から請作への推移にも存する。賃租は周知のように、公私田ともに原則として期間が一年に制限され、それを越えて長期に契約することは禁止されていた。したがって一年以上にわたる借耕者の耕作権は令制が厳格に施行された時代には容認されなかった。それに対して、十世紀初頭から次第に史料が多くなる請作でも、中田博士が重視された請文は毎年提出されるのがたてまえであり、耕作のとり決めが毎年更新されたことでは、賃租も請作も相違はなかった。しかし顕著に認められる相違は、請作では借耕者が作手と称して長期にわたる事実上の耕作権を保有したことである。作手のなかには寛徳二年（一〇四五）の東大寺領撰津国水成瀬莊

のそれのように、領家や荘司の反対を押し切って自己の保有する耕作権を他人に買却するものもあった（赤松俊秀「藤原時の研究」所収）。その点では請作と賃租は明確に異なっている。（代浄土教と覚起）

中田博士も賃租と請作とは異なるとし、始めは純然たる私法上の賃租関係であった地主と作人の関係も、これを経済上の地位から見ると、作人は常に地主の保護に依頼せざるを得ない境遇にあったから、時が経過するに従って、おのずから一種の服従関係が生ずるのは当然の傾向であった、

として賃租から請作への変化を説明された。博士の説明によって請作という耕作関係に服従と恩給が導入される契機は明らかになったが、賃租の時には認められなかった長期の耕作権が容認されるようになった肝心のいきさつは明確にならない。耕作権の容認は、地主側から見れば、明白にその権利の一部放棄である。たといそれが恩恵として耕作者に与えられる形式を取ったとしても、地主側の譲歩であることには変わりはない。服従と恩給の封建的關係が次第に顕著になりつつあったといわれる十〜十一世紀において、なぜこのような地主側の譲歩が実現したのであろうか。その究明は封建的關係成立過程を明らかにする上にも重要な

意味を持つものと思われる。それにもかかわらず、戦後の荘園史研究で特に支配的になった、所有者直接経営を重視する傾向の著しい論文ではむろんのこと、それを批判して最近では盛んになった、請作重視の論文でもこの事實は同様に見落されている。その直接の原因は耕作権容認の關係史料を見いだしえなかったことにあるが、根本的には賃租から請作への推移についての認識が関係している。

わたくしは十一世紀前半の伊賀国玉滝荘で柚工がその治田を請作に付していたことを知って以来、請作について関心を高めたが、現存の史料では請作の語の初出である延長六年（九二八）十二月十七日故禎果弟子等解（平安遺文）に次のような記述があるのを知って、この史料こそ耕作権容認を具体的に示す史料であることを確信した。この解は、延喜廿二年（九三二）二月廿五日に死んだ禎果が寛平七年（八九五）に三統晋子らから買得した熟地三段二〇〇歩を請作に付したが、かれこれと請作人が変わり争いが絶えないので、相論を断つために永年の行文を放った事実を記録している。この史料が従来無視されたのは、永年の行文とは何をさしたものが不明であったことが原因である。この行文

は他に同一の例証があり、宛行文を略した表現である。永年の行文が放たれたのは、永年の耕作権を附与したことを意味する。碩果の場合、それは明白に「彼此互請作之間、喧嘩不絶、因茲、為断相論、」に特に附与されたのである。それらの請作者は、旧地主三統晋子らが耕地を碩果に売却した際に留保した耕作権に基づいて請作したのでないことは確かである。碩果が買得したあと、新しく募った耕作者であり、それも単独ではなく、多数にわたっていたと推測される。それだけに喧嘩が絶えず耕作関係は安定しなかった。碩果が永年の行文を放って請作者の耕作権を長期に容認したのは、請作者の争いを除き耕作関係を安定させるためであり、そのために請作者の反抗に屈して譲歩せざるを得なかった。作手の成立については、まずこの事実を銘記する必要がある。

さてこのように地主側の譲歩をかちとった請作者の抵抗について、碩果関係以外に史料が存在すれば、十世紀初頭の賃組から請作への推移の意義はさらに明確になることはいうまでもない。しかし現在のところは次の事実を指摘することができただけである。《永祚二年(九九〇)観世音寺領

筑前国把岐莊の作人は、段別二斗五升の地子米のみを寺納し段別七升五合の租米の納付を拒否した(『平安遺文』(二三三四号))。作人が輪租を拒否した前後の事情は史料に詳記されていないが、直接の動機は把岐莊の領家が享受している不輪租の特典を作人自身が享受することを要求したことにある。作人の反抗が意外のものを目ざしていたことは、明らかである。またこれらの作人の動向とは完全に同一ではないが、抵抗というだけでは、その前年に起きた尾張国郡司百姓等が守元命罷免を朝廷に要求して成功したことにも共通のものが読み取られる。もちろん当時の請作者が地主側を押しこれを譲歩させるのに成功したのは、かれらの抵抗ばかりが要因ではなく、疫病の流行による耕作人口の急激な減少による耕地の荒廃が地主側に圧力をかけたことも無視できない。

このようにして容認された耕作権を表現する語として作手が使用されたことは、中田博士が指摘されたとおりである。地主が請作者に耕作権を容認する時には永年の行文「宛行文を発したが、碩果の発行したものが現存しないだけではなく、その他のものもほとんど残っていない。このこ

とは作手成立の過程や権利内容の究明を困難にしている。それでも『平安遺文』のうちには二・三の例を発見し得ることは、幸いと言わなければならない。

第一の所見は、治安二年（一〇三二）四月廿六日付僧能因作手宛行状（『平安遺文』九四六〇五号）である。能因は師資相伝の二条一坊六坪西大路田二四〇歩の永年作手をこの時に白錦姉子に処分している。能因が師資相伝した所領の内容は明記されていないが、所有権であり、この時に耕作権のみを姉子にあって行なった、と推測される。第二の所見は康平五年（一〇六二）四月日付曼茶羅寺田充行状写（『平安遺文』九四六二八号）である。この文書は写のため文意不明のところもあるが、これ以前にこの寺田に丸部利方という作人があったことを明記している。この作人が耕作者であって、所有者でないことは曼茶羅寺側が強く主張したことである。^④第三の所見は周知の東大寺領伊賀国築瀬郷開発に関する治暦二年（一〇六六）三月十一日付元興寺大僧都有慶政所下文写（『平安遺文』三三〇〇二号）である。この下文の内容については前稿「柚工と荘園」^{（『史料』四六ノ三）}で詳説した。開発の実際に当たった文部為延は永作手を与えられたが、有慶に加地子を納める義務が付加して

おり、私領主下の作人の地位に過ぎなかった。第四の所見は永保二年（一〇八二）正月廿日付西院小泉荘田永作手宛行状（『平安遺文』四二一八九号）である。これは荒田一町歩の再開発を条件に僧知増に永作手を付与したのであるが、前記の築瀬郷とほぼ同じ内容のものとしてよいであろう。したがってその作手も耕作権を内容とするものであり、私有権は荘側が保有したと認められる。

これら四通の宛行文を通じて著しいことは、作手が地主側の恩恵として容認されたと認められるにもかかわらず、請作者がその権利を行使するにあたって、それを拘束する条件を地主側が宛行状に明記したのは有慶発行のものだけであって、あとはその形跡が認められないことである。その理由は永作手であることに基づくと考えられるかもしれない。注目されるのは、最初に作手を認めた文書に作手の権利を限定する規定が書き込まれなかったばかりではなく、その後作手を他人に譲渡する場合にも、地主がだれであるかを明記した場合はまれということである。作手の設定については地主がこれを承認していること、地主に対する義務内容はどのようなものであるかは、当然記入されるべ

きものと思われるが、それを完全に具備したものはほとんど見られない。そこに作手』所有権の見解が早く成立し、学界の定説となった理由がある。しかし成立当初の作手が耕作権を意味し所有権を含まなかったことは、前記の四通の宛行文のほかに、当時の文書にその傍証が見いだされ、否定し得ない事実である。

その第一は、十、十一世紀の土地制度を知る上に重視されている寛弘九年（一〇二二）正月廿二日和泉国符写〔平安造二四六〕である。それには次のように述べられている。《和泉国の管内は狭いが住民は多く、その半数は漁業に従事して耕作を好まない。浮浪のものでたまたま耕作する心があつても、「作手無きに依り寄作するに便なら不。」富豪のものはもとより領田を持っているが、荒地やせ地と称して長年に荒れるままになっている。和泉国の困難と心配、住民の利益が少ないのは、多くこれが原因である。》問題は、かっこを附して原文どおりに読み下した部分である。耕作従事の意図を持つ浮浪人の寄作を妨げるものは、「無作手」という状態である。この場合に作手を単に借耕者とか地主とか、従来の觀念で解釈すれば、国司の言おうとした意味

は理解しえなくなる。やはり作手を長期に容認された耕作権と解し、それが浮浪人に許されないもので、寄作が発展しない、と国司が述べた、とするのが妥当である。重要なのは、浮浪人に対して作手を認めないのはだれであるか、ということである。文章の筋道からすると、「半ば漁釣の事を宗とし耕耘の業を好む無き」ものが作手を容認すべき立場にあった、としなければならぬ^⑩。かれらは漁業に従事することによってその保有の口分田・公田・治田等の耕作をなおざりにしがちになり、耕地は荒廃した。しかも浮浪人に入作を許可して耕作をかれらに任せ長期の耕作権を容認することは、あえてしなかった。その理由は、作手を認めて農業を放棄するほどに漁業に専従することはできないからであった。当時の和泉国住民が置かれた経済的条件はおよそ前記のごとくであった。それに対して当時の東大寺領伊賀国玉滝荘では、前稿「柚工と荘園」〔赤松四六〕で指摘したように、柚工はその治田に作手を置くのが常態までになっていた。和泉国と伊賀国ではこのような相違はあるが、十一世紀の両国で作手といえは借耕者・耕作権を意味し地主・所有権を含まなかったことは確実である。

第二の徴証は、前稿「藤原時代浄土教と覚超」(『秘録舎仏教の研究』所収)で引用した寛徳二年(一〇四五)五月十八日關白左大臣政所下文(『平安遺文』二六二二号)である。その内容は前稿に詳述したので簡略に触れることにする。当時の東大寺領撰津国水成瀬荘は現在の莊司と前莊司側とに分れて争い、前莊司側六人は年来耕作した莊島四ヶ処について新しく券文を作って莊外のものに買却した。莊司側はこれを關白頼通に訴え、前莊司らの保有する「作手」を「放避」する許可を得た。この作手は当然耕作権である。もし所有権とすれば、莊司側は一応にもせよ、反対者の前莊司側の主張を容認したことになるからである。

傍証の第三は、永承二年(一〇四七)十月廿七日付高橋世犬丸作手売券(『平安遺文』二六四六号)である。世犬丸は先祖相伝所領である大和国添上郡東五条三里廿五坪内公田三〇〇歩の永年作手を絹三疋の代価で橘則任に売却した。田地が公田である以上その永年作手はたと先祖相伝所領であったとしても、その権利内容が耕作権以外のものではありえないことは明確である。その意味でこの売券は注目されなければならない。しかしこの文書が従来問題にされたのは、世犬丸

の作手処分について名主僧助照が連署していることである。名主が古文書に所見するのはこれが最初である。名主がここに連署した理由は特にしるされていないが、世犬丸の保有する永年作手が正当な権利であることを保証するためであったことは明らかである。そのことは次のことから推測される。世犬丸が橘則任に売却した永年作手は、則任からまもなく紀友重・登岡行武・登美行近・藤原宗任・元興寺勾当円照へと譲られたが、そのつど複製された譲状(『平安遺文』三七〇五・七三)には、名主に代って在地刀禰らが連署して、作手・所領田の譲渡が正当なことを保証している。この刀禰の保証については詳しい研究がなされているが、名主が刀禰と同一の役割を果たしたことは注目されてよい。

傍証の第四は、年時が第二・第三より少しさかのぼるが、長久三年(一〇四二)七月二日付僧聖命田地施入状(『平安遺文』二五九六号)である。この施入状についても前稿「藤原時代浄土教と覚超」(『秘録舎仏教の研究』所収)のなかで触れたので、ここでは詳説しないが、地主の聖命は自身と妻の忌日が永久に勤修されることを期待して、山城国愛宕郡下粟田郷所在の所領田一町七段三三〇歩を禅林寺大日如来に施入した。聖命は施入にあ

たつて条件を附し、その弟子の深幸・命順が終生耕作権を保持し、しかるべき弟子があればそれに譲与する、弟子がない時に限って禪林寺が耕作権を領知することを定めた。

聖命はその際に命順らに作手を与える、と言わずに「偏に之を耕作せ令む。」と述べた。注目すべきは、これが今のところ耕作権留保付田地寄進の最も早い例ということである。この種の寄進の成立が意外に早いことを思われるが、請作における耕作権容認に比べると一世紀以上もおそく史料に所見する。後発の事実であることは推測してまず誤りあるまい。

徴証の第五は、中田博士が最初に引用された延久三年（一〇七二）十一月四日藏人所下文所見の作手である。ただしこの下文では、寄人山背友光の十一月一日付の重要な解の本文が省略されているので、詳細は判明しない。それが判明するのは、天永四年（一一二三）閏三月一日付御栗栖住人山背友武解である。それによると、友光・友武父子はその所有にかかる田畠を御栗栖鎮守明神に寄進した際に、用益権の一部を保留したと推定される。そのことは中田博士の指摘のとおりであるが、その場合に友光・友武がその

用益権を作手と称した、とは史料にしるされていない。これらの史料で作手といっているのは、友光に対して一年の耕作を乞請した紀貞則とその子の貞次である。友光・友武は作手でないとする、何であるかが問題であるが、延久三年（一〇七二）の藏人所下文では友光を寄人としている。

この寄人は、のちに論ずる延久の荘園整理令にいう「領主」に該当することはほぼ確実である。かりに一步を譲って、友光・友武らも土地領有者の御栗栖鎮守明神に対して作手と称したとしても、それによって明らかになることは、中田博士が強調された、耕作権留保付耕地寄進者が作手と称したのは、今のところ十一世紀の中ごろをさかのぼらないということである。

以上の論証によって成立当初の作手が耕作権を内容とすることは、明らかにになった、と思う。今後の研究課題は、作手が私有権を意味すると観念されるようになる過程をさらに具体的に追求することである。その一端は既にあげた史料のなかにも明確に姿を示している。しかし錯雑したその全過程を明らかにすることは容易でない。しかもその前になすべきことはなお多く残されている。最初に指摘した

領主との複雑微妙な関係はその最たるものである。

三

元興寺領近江国愛智荘の領主と作人の関係は、最初に指摘したように他に徴すべき史料がなく、容易に解明し得ない。史料が比較的多く残っているためにその関係が明確になるのは、東大寺領伊賀国矢川・中村両荘であり、同じく玉滝荘である。これらの荘の領主対作人の関係は前稿「柚工と荘園」(『史料』^{四六ノ三四、二二}、^{三六、四〇二各ページ以下})で詳細に紹介した。要は早くから言われているように、領主は作人に対して加地子を徴収する権限を持ち、それを保証するものは、国司・本所領家であった。領主の系譜は在地主豪に属するものが多かったが、必ずしもそれに限らなかつた。女性でも僧侶でもよかつた。かれらのなかでも平素所領内に起居しないものは、段別一斗の加地子徴収で満足したが、在荘のものは領家と組んで国司の検田を阻止し公田・官物を押領する実力を持ち、作人にも加地子のほかに雑事を賦課した。

伊賀国東大寺領で明らかになる領主の存在や性格は、以上のように興味が多いが、史料の関係から延久元年(一〇

六九)の荘園整理令以後のものが中心となっている。領主と対比される作人が十世紀初頭に耕作権容認を勝ち取った以上、その当時の領主の存在・性格を史料に即して明らかにすることが望ましい。しかし当時の史料に所見する領主には、このような研究課題に積極的に答えうるほど具体的な内容を持っているものはほとんど見いだされていない。そこに研究の難点が存在する。領主についての研究を推し進めるには、それを乗り越えて十世紀当初の領主対作人の関係を具体的に明らかにする必要がある。

領主に関する新しい史料を掘り出すためには、これまでの研究で明らかになった前記の事実をよく念頭にとめておくことがまず必要である。領主は令制の地主を受け継いだ存在であるが、異なる面もある。そのなかでおもなものは、第一に耕地を自作せずに作人を置きかれらに耕作権を認めたとこと。第二は、その上に国司・本所領家があつて、領主が作人から加地子を収取する権利を承認し保証したことである。領主研究の焦点は、地主と領主との相違がいつどのような事情のもとに発展したかを究明することにまずしぼられる。領主関係の新史料はその過程において見いだされ

るのであろう。

さてそのように考えた場合に最初に注目されるのは、田堵・作人関係の早い史料として著名な観世音寺領筑前国高田荘¹³⁾である。周知のようにこの荘は、蔭孫正六位上源朝臣敏が亡姉の典侍従四位下源朝臣珍子の忌日・孟蘭盆会の供料とするためにかれが買得した田地を天慶三年（九四〇）四月五日付施入状^{〔平安道文〕}（二三四九号）をもって観世音寺に寄進したことによって成立した。観世音寺は五月六日付牒^{〔平安道文〕}（二三五〇号）を筑前国司に送って、今後寺家がこれらの田地を領有すること、有縁田堵一〇人にその田地を預作させることを通報し、これら田堵作人に臨時雑役免除の特典を与えることを要望した。従来の研究で見落されていることは、観世音寺が寺名による立券を国司に要望しなかった事実である。源敏から田地施入を受けた観世音寺は、当然国郡司に対してそのことを報告し立券を要求しなければならないはずである。これらの田地は観世音寺に寄進される直前、三月廿三日付筑前国穂浪郡司解^{〔平安道文〕}（二四八号）をもって源敏の名による立券が完了している。観世音寺としては当然にそれを観世音寺名に改めることを求むべきであったのに、それをあえてし

なかつたのはなぜであるか。第一に考えられることは、令制以来、寺名による立券が禁止されていることである。立券がどうしても必要な場合は寺院は檀越などの名をかきることが多かった¹⁴⁾。高田荘の場合、源敏の名をしいて改めなかつたのも、そのことを考慮したのかもしれない。観世音寺が寺名による立券を求めなかつた理由は、それで理解されるが、当然の結果として、高田荘関係田籍図には観世音寺の代りに源敏の名が長く残ったことが推測される。その場合、源敏とその後継者は高田荘に対してどのような関係を保つたであろうか。おそらくは複雑微妙なものがあつたに相違ない¹⁵⁾。残念なことに既知の史料だけでは観世音寺が源敏の施入を受け入れた以後のことを知ることはできない。それにしても観世音寺と田堵作人の間に、地主源敏とその系譜を引くものが介在した可能性はすこぶる高いと言わなければならぬ。十世紀に成立する領主の系譜はまずこの種の地主に源を発するものが多いであろう。

高田荘関係の史料には、あまり注意されていない重要な事実がいま一つ見いだされる。この荘地は、源敏が買収する以前、笠小門門子・美作広並がそれぞれに保有したが、

かれらの名によって立券が行なわれた形跡がないことである。門子保有の治田五町七段一〇〇歩は、延長六年（九二八）から翌々年にかけて門子が僧平弘・穂浪清景・同後安子・大江朝海・前弩師穂浪後生・同浦景・大江当明・僧弘運・前郡老穂浪幸生から買得した。その時に券契が作られたことは確実であるが、売買両人が署名し郡司が判許するという正規の立券がなされた確証はない（『平安道文』¹¹）。美作広並の場合はその治田六町五段について在地公験を立てることを期待して坪付を大宰帥に進上したが、実現し得ないで死去した。広並の場合は立券が阻止されたことは明白である。ただその理由が史料（『平安道文』¹²）に明記されていないので今まで注目されなかったのである。ことによると、坪付を帥に進上したのは帥にこの田地を寄進したのであり在地公験を立てるとは帥の名による立券を意味する、と考えられていたのかもしれない。しかし進上が単に坪付を提出するにすぎなかったことは、広並の死後、その子らが問題の治田を保有し源敏に売ったことから明らかである。広並が自己の名による治田の立券を希望したのにそれが妨げられたとすると、次に究明を要するのはその原因・理由であ

る。広並は追捕使であったから、単なる百姓ではなく、土豪級の存在であった。位階の有無は不明であるが、その子の真生は従八位上右兵衛の官位を持っている。それでありながらかれらの名による治田立券が妨げられたことは容易に理解し得ない。しかも周知のように真生らは一族の利明・利名その他といっしょに、源敏から治田が観世音寺に施入されたのち、観世音寺から「有縁田刀」として預作人に指定され、臨時雑役免除の特典が与えられることを条件に耕作に従うことを約した。国司の許否は不明であるが、丹波国を初めとして既に先例もあるから、おそらく承認されたことであろう。¹³ かれら地主は、作人としては臨時雑役免除が認められるのに、その保有治田を自己の名により立券しようとするれば妨害される。妨害の主体は明らかでないが、おそらく国郡司であろう。それを乗り越えて立券を行おうとすれば国郡司を制し得る力を持つもの、広並の場合は大宰帥の介入を求めた必要があった。しかも実際はそれでも容易に立券を実現し得なかった。ところが故典侍従四位下源珍子弟の蔭孫正六位上源敏がこれを買得すると、いとも容易に立券がなされる。この事実は見のがし得ない重要な

意義を持っている。

しかしもしそれが高田荘にだけ現われた事実ならば、さして重視すべきものでないかもしれない。史料の解釈にも前記のように若干問題の存することは確かである。その点は認めるが、のちに明確にするように、同じ事実は当時他にも認められ、百姓の名による立券が抑止されたことは事実である。それは延喜二年(九〇二)の荘園整理令公布以前の情勢と顕著に異なっている。九世紀において百姓治田の立券を特に妨害するものがなかったことは、その売買に関する郡司・郷長解がかなり多く今日残っており、所有権の移転が支障なく公認された事実から容易に推測される。不明なのは開墾による百姓治田立券の場合であるが、前記の売買と同じく、坪付・面積・地主名を明記して開墾者が立券を申請し、郡司郷司が調査してその事実なることを確かめて国司に報告し、立券が完了したのちに墾田主に国判・郡判を与える、という手続きがとられたに相違なからう。しかしその手続きが定められたことも知られていないし、実際の文書も残存しない。それにしても延喜荘園整理令以前は百姓治田を開墾・買得したものの名によって立券する

ことに、なにの制限もなかったことは確実である。『平安遺文』によると、延喜荘園整理令が公布された直後の延喜二年(九〇二)十一月七日付依知秦公文子田地施入状(『平安遺文』一七八号)までは以前と同じように立券が行なわれた。ところがそれ以後は立券関係の文書は急に減少している。

例外となるのは、承平二年(九三二)十二月三日付右京三坊戸主正六位上朝原有岑解(『平安遺文』二三四三号)と康保三年(九六六)五月十日付志摩国答志郡少領島実雄治田売券(『平安遺文』二九九九号)である。この二通の文書のうち、始めの有岑解は、有岑が山城国葛野郡上林郷小野村十三条小野田東里十三坪北山本にあった自己私地の田畠三段を右京三条四坊戸主前豊後大目従六位上大秦公宿禰相益戸口同姓行康に売ったこと、保証刀禰の連署によって立券が完了したことを記している。しかし九世紀の田地売券に多く見られるように、郷長・郡司が売買の事実を確認し郡司・国司に報告し、それぞれ上司の判を受けてはいない。その点では正規の立券とは言いえない。島実雄治田売券は答志郡二条上鴨里十六竹依東九船功西にあった先祖所領遺財の治田一段三百歩を内暨伊福部利光に売却したもので、郡判が与えられている。利光はの

ちにそれを養子伊福部貴子に処分した(『平安遺文』_{二二二六七号})。この二通の文書を例外というのは売主がいずれも正六位上・答志郡少領の位官を持つ官人であったからである。

田地処分に関連して郷長が式によって立券し郡司が判許したのは、延喜十七年(九一七)四月廿七日付丹波国船井郡木前郷長解(『平安遺文』_{二二二六号})が所見の最後である。この解は左京三条一坊戸主故典藥允正六位上安倍朝臣基尚戸口同姓忠材、が亡父基尚領掌墾田畠を陽成院判官代散位正六位上国寛伊美吉吉宗に売渡した時のものである。以上あげた立券の二例は、いずれも売買当事者が蔭孫または正六位上の有位者であることで、高田荘など前記の場合と一致する。この一致は、十世紀以後は六位以上の有位者または蔭孫でないとし、売買田地の立券が困難であり、百姓の名による立券は禁止されていたのではないか、というわたくしの推測が事実につながっていることを示すものである。

傍証のなかでも特に注目されるのは、延長六年(九二八)三月十七日付安倍弟町子家地売券(『平安遺文』_{二二三五号})である。この売券の標記には「立常地、売買家地」とあるが、実際に売買された地一段は治開田二百歩と陸地百六十歩であって主

体は耕地であった。治田二〇〇歩はもと家地であったが、開墾して耕地とすることが計画されたのである。当初作製された券文に「但此地有_レ水便、不能_レ作_レ畠、為_レ治開田二百卅歩者」と記載され、のちに抹消されたことは、特に注目される。湿地の家地を開墾して治田とした場合、延喜二年(九〇二)以前であれば、「売買百姓治田券文」と標記して郷長解をもって立券が行なわれた(『平安遺文』_{二二二八号})。それと全く同じ場合であるのに延喜以後になると、前記のように「売買家地」と作為が必要になってくる。なぜに弟町子はこのようなことをしなければならなかったのか。弟町子は朝臣の姓を持っていたが無位、夫の安倍安行も朝臣の姓を持ち従七位上の有位者である。買人の従八位上県使首扶実も有位者である。百姓であるとしても、富豪の部類に入るに相違ない。そのかれらがこのような作を必要としたことは、たとい有位者でも百姓治田の立券は抑止されていたことを示すものである。

百姓治田の立券は抑止されたと推定されるのに、売買譲渡された百姓家地を立券することにはなんら制限はなかった。『東寺百合文書』「へ」には、延喜十二年(九一二)七

月十七日付七条令解（『平安遺文』二二〇七号）以後、鎌倉時代まで連続して京中七条の同一家地の売買に立券が行なわれた明証が存在する。地方でも同様であったことは、大和国添上郡檜中郷五条五里一坪所在家地三〇〇歩の売買立券が天曆八年（九五四）五月八日付秦阿禰子家地売券（『平安遺文』二二六八号）以後連続して行なわれたことで明らかである。家地売買による立券はほかにも例が多い。中には単に「売買地立券文」と標記したもので山城国葛野郡山田郷下原田里卅一坪所在地一段二三〇歩関係の天曆十年（九五六）八月十六日付山田郷長解（『平安遺文』二二六九号）のように、事実家地の立券であったことが、他の立券（『平安遺文』二二八一号）で証明されるものもある。売買当事者の官位姓の有無は問題とされなかったし、京職・国司・郡司の判許も長く行なわれた。

家地の立券が以上のように長く行なわれた以上、百姓治田立券の文書が延喜二年（九〇二）以後現存していないことについて、単なる偶然、または行政組織の退廃によるなどの一般的解釈を適用することは許されなくなる。いつどのような事情に基づいて抑止されたのか、関係の史料が見いだされていないので不明であるが、延喜荘園整理令以後、

中央・地方を通じて政府の一致した方針が定められ百姓治田の立券が抑止されたことは、推測しても誤りであるまい。従来の論はこの事実に気づかずになされてきたが、それが論の混乱をきたす一因となっていた。この抑止は延喜荘園整理令に直接関連を持っているので、まず整理令から改めて論ずることにする。

四

周知のように勅旨開田・諸院宮五位以上買取百姓田地舎宅等買取・閑地荒田占請についての延喜二年（九〇二）三月十三日付太政官符（『新訂増補開史大系』第二五卷六〇七頁）は、以後の勅旨開田を停止して民に負作させる、寺社・百姓の田地は公験に基づき旧所有者に返還する、今後百姓が田地・舎宅をもって権貴に売ったり寄進したりするものは、蔭贖・土浪を區別せず処罰し、依頼を受けた権貴の家も処分する方針を打ち出した。もしこの新しい方針がそのたてまえのとおりになっても維持されたのであれば、有位者名による立券は困難になっても、百姓の名による治田立券が妨げられることはありえない。ところが前節に指摘したように現実には明白

にそれを妨げる事実が発生している。延喜二年（九〇二）以後のある時期において、荘園整理令で明らかにされた方針が変更されたことは、確實といわなければならない。

問題はその時期であるが、案外に早く、整理令公布三年後の延喜五年（九〇五）にはその糸口が明らかにされた、と考えられる。以前に発表した「供御人と惣」（京都大学文学部五十周年記念論集所収）で詳しく明らかにしたように、延喜二年（九〇二）三月十二日付太政官符（『新訂増補國史大系』第二五卷三六一―三六二頁）によって内膳司が元來設立した以外のものは停止された御厨が延喜五年（九〇五）になつて再び新立が認められ、河内国大江御厨のように大規模な御厨がこの時に設立された（『平安遺文』九四六七〇号）ことがその論拠である。この御厨は、設立に際して、河内国司が請文を提出した。その請文は現存していないが、御厨四至・供御人交名・在家・免田地所が記載されていた、と推測される形跡がある。大江御厨の設立を認めるにあたって国司が深く干与したこと、四至・作人・坪付の詳細が国司に掌握されたことは、当然に考えなければならない。それにしても御厨・荘園の新立を認めることは、延喜の整理令の根本方針の重大な変更である。新制発布後わずか三年でこのような

変更をあえてしたことは、大江御厨新立の時期が最近まで知られなかったことも関係して、ほとんど注目されていないが、その事情を明らかにする必要がある。百姓の名による田島立券の抑止は、さきに指摘したように、新制の方針の重大な変更である。この二つの事実の間には密接な関連があるとしても、即断とはいわれないであろう。

それにしてもこの時から百姓の名による治田の立券が抑止されるようになった理由を明らかにすることは容易でない。史料がないのであるから、当然といえばそれまでのことであるが、時と処を変えて起こったにもせよ、立券が全国的に長期に抑止されたことは事実である。何かの説明が必要なのは云うまでもない。そこでまず考えられることは、立券を受け入れてその事実を登録する台帳の国図が、耕地の売買その他によって記載を変更しないことを原則として作製されたので、百姓の名による田地の立券を拒否したのではないか、ということである。延喜二年（九〇二）の新制直後に作られた国図が記載不変更の原則に基づいて作られたであろう、というのは坂本賞三氏の説であるが（『延喜荘園整理令の性格』『歴史学研究』二七三号）、その反面、氏は国司に国図に記入の権利

を認めているので、氏の立場からは百姓の名による立券抑止の事実が説明し得ないし、氏自身も抑止の事実には気づいていない。延喜荘園整理令は前記のように、寺社・権貴の荘園に吸収された百姓田地を本主に返還させることをその目標とした。それに基づいて製作された図帳ならば、当然その原則が貫徹していなければならぬ。ところが百姓の名による立券抑止は、前に指摘したように、荘園整理令の根本方針と明確に矛盾している。なぜこのような矛盾が生じたかの究明は、荘園整理令の原則からではなく、具体的事実に即してなされなければならない。

さてその究明であるが、百姓の名による立券抑止が原因の一つとなつて、美作広並の治田が源敏に売却されたことを考えると、それが五位六位の中級官人の耕地買収・立券を側面から促進したことはまず認めなければならない。当時のこの級の官人の動向については、井上光貞博士の鋭い分析がある。博士の見解は浄土教の発達に即しているだけに、権力闘争に敗れたかれらの無力感が問題とされている。中央・地方を通じて政治の実際に当たったかれらが、上は権勢を集中しようとしてしを削る上級公卿に圧せられ、

下は軍事・経済の面で武士・地主らの突き上げを受け、進退に困惑を感じていたことは事実である。それだけに寛平二年（八九〇）末に関白藤原基経が死んでその巨大な権力集中が一時中断すると、かれらはそれを転機として、活発な行動を始めた。翌寛平三年（八九一）五月廿九日に発せられた太政官符（『新訂増補國史大系』第二五卷六一六—一七）をもって諸司諸家徴物使が調綱の郡司雑掌を寛勘するのを禁止したのはその最初の成果である。以後、寛平年間を通じて重要な太政官符の発布が続き、延喜二年（九〇二）に及んだ。かれらの活動のねらいは上位貴族と在地土豪が直接的に結び付くのを阻止し、その間にかれらが介入して、できるだけその圧力を緩和することにあつた。

運動の頂点はもちろん延喜二年（九〇二）の新制の制定であつたが、不法に設置された勅旨田・荘園・御厨の解体をも辞さない意気込みで打ち出されたせつかくの新しい方針もそれが実地に適用され、その事務を処理しなければならなくなると、当初かれらが養生を予期しなかつた事態が生じたことは当然推測される。その最たるものはおそらく、公験によって本主に返与することに定められた「寺社・百

姓」の田地をめぐるのであったろう。当時、公驗を審査し正当の所有権者を決定することがどんなに困難であったかは、史料(『平安遺文』二二〇六号)があつて、その一斑を知ることができる。錯雜する前後のいきさつを明らかにし本主を決定することは容易でなかつた。しかも神社・権貴に耕地の所有権を奪われた百姓は争つてその返還を要求する。神社・権貴は、それに対抗して容易に権利を譲らない。このような事態は当然に推測される。両者の間には深刻な対立反目が生じたに相違なく、それが原因となつて、思いがけない不安・動揺が高まつたことも確かである。次にあげる事實はそれを思わせるものである。

延喜十六年(九一六)をさかのぼる若干以前に、山城国紀伊郡郡老末良常の後家から郡内松本里にある田地一町一段を買得した従八位下調連安宗は、その土地が民部省図・国郡図帳に末良常の名による立券がなく、仁和寺田地と記載されていることを知つて困惑した。仏物を私有することがどんなに罪深いことであることは、九世紀初頭編集の『日本国現報靈異記』以来仏教者が常に強調している。安宗としては、たとい正当な代価を払つて仁和寺以外の第三者か

ら買得したにもせよ、以前仏物であつた田地を私物にすることは堪えられない不安であつた。安宗は苦慮したあと、延喜十六年(九一六)八月十九日附施入状(『平安遺文』二二四号)で仁和寺に寄進した。

調安宗の施入状が直接に物語る事實は以上の範囲にとどまるが、それに明記されていない仁和寺と末良常の關係を推測すると、延喜二年(九〇二)の前記の太政官符に指摘されている、神社と百姓の關係にあつたのではないかと考へられてくる。その当否はともかくとして、公驗に任せて田地を本主に返与する方針を實際に貫こうとすればするほど、神社側の圧力が強くなり調安宗同様に本主らを恐怖させたことは、察するにたたくない。中級官人のたくましい意欲にもかかわらず、莊園整理令の実施が早くも厚い壁に突き当たり、当初の方針を貫徹し得なくなつたおもな原因は、そこにあつた。

神社・上位貴族の圧力が莊園整理令の変改をもたらしたとすると、それと前後して決定された百姓の名による田畠の立券抑止もその圧力のもとになされた、と考えるのは、一応の根拠を持っている。しかしこのことはついでには特に

慎重な考慮を必要とする。さきにも指摘したように、この抑止が直接間接に五位六位の中級官人の名による立券の機会を拡大し、その利益に深く結合しているからである。権力掌握では中級官人と競争的立場にある上級貴族とその保護下にある大社寺がこのような方針を積極的に打ち出したとは、とても考えられない。かれらとして最も望んだのは、寛平二年（八九〇）基経死去以前の状態に無条件に復帰することであつたに相違ない。中級官人にとってそれは十年以上にわたるかれら中心の治績の否認であり、いかにしても同意し得ないことであつた。そこでかれらが打ち出したのは、百姓の名による田地立券の抑止であり、その時に付加された理由は、おそらく次のような主旨であつたろう、と推測する。《延喜二年（九〇二）の新制によって決定した班田収授は翌年に実施され、それによって民生は安定した。班田収授法の実施が中絶していた間は、それに代わるものとして百姓治田の造成保有が続いて認められ、権貴に田畠が集中を生み弊害を生ずる原因となつたことは、明白である。その害を押えるためにさきに荘園等の停止を考えたが、諸種の事情により今回荘園の新立を認めるにあつて、そ

れより派生する弊害を除去するために、今後百姓の名による田畠立券を抑止する。この推測の当否はともかくとして、上位貴族・大社寺と在地土豪の私的結びつきを阻止するのは、中央地方を通じての中級官人の願ひであり、その政治行動の目標であつた。

次に考察を要するのは、このような抑止が長期にわたつて実施され最初のねらいがともかくにも実現されたのは、どのような条件のもとに可能であつたか、ということである。究明はいろいろの面にわたつてなされなければならぬが、ここでは問題を狭く耕作關係に限定する。

百姓の名による田畠の立券が抑止されることによつて百姓が不利になることは特に指摘するまでもないことである。百姓がそれに反発を感じたのは当然に推測される。しかし本来百姓口分田であつたものは、延喜三年（九〇三）の班田によつて改めて口分田であることが確認され、従来どおり保有用益が認められた。公田についても、さきに指摘したようにこの直後に作手が認められた事実が確かめられている。口分田・公田の二つの耕作権が安定したことは、かれらの生活に落ち着きを与えた。それにしてもそれと田地の

立券とは元来無関係である。問題は治田である。今後百姓の名による立券が抑止される場合、既に立券されている治田がどのように処置されるかによって、百姓の受ける衝撃は大きく異なってくる。もし従来立券が無効となりかれらの私田が没収されて公田となるというのであれば、当然かれらも反対し、重大な混乱が生じたはずである。それに対して、将来立券は抑止されるが従来立券の効力はそのままに存置する、というのであれば、なにほどの反対・混乱は生じて、さして大規模なものとはならないかもしれない。

注目されるのは東寺領伊勢国大國荘である。この荘には無年記の断簡であるが、紙質・墨色・筆致から平安時代前期と認められる坪付がある(『教王護国寺文』(書二)一〇号)。それには同一坪内に公田・口分田・寺田・百姓治田が混在することを明記し、治田の地主の名まであげている。それが延喜二年(九〇二)以後に作製されたことが明らかになれば、それまでに立券された百姓治田自体は変更されなかったことの有力な証拠となるであろう。しかし作製年代の判定は、微妙な点にかかると、明白なことは言い得ない。治田主の名も

かなり書かれているが、それが百姓である場合はその生存年代を確かめることはできない。ただ一々の坪付を照合すると、延長七年(九二九)七月十四日付伊勢太神宮勸注(『平安遺文』(二)五八号)に近いことは確実である。延喜以前と推定する(『平安遺文』(二)五八号)に近^②いことは確実である。延喜以前と推定するのが妥当であろう。そうなる問題は出発点に戻ることになるが、十世紀初頭に治田保有自体が否認されたことはなかった、とすべきである。もしそれが行なわれた、とすれば、当然その反響はなにかの跡を残すはずである。それが全然見いだされない上に、問題の大國荘でも、最近に発見された『高山寺文書』承平二年(九三二)八月五日付太政官符(『平安遺文』九)には、神宮に寄進されている神郡内の田地の混在について「在京諸寺別院庄・王臣家位田・土浪人私治田相伝券契、各所領、其数多端。」と書かれている。在京諸寺別院庄・王臣家位田など、大寺院・貴族所有田地と並んで百姓治田が存続したことは事実である。抑止されたのは立券であって、百姓の治田保有が否認されたのではなかった。

しかし十世紀初頭を境として顕著な相違は以後の坪付に

あることが確実になると、従来このことを深く認識せずになされてきた在地土豪論は当然修正を余儀なくされるであろう。名の発生^{なま}について従来支配的であった見解も領主と作人について新しく認識された事実を考察の内に取り入れて根本から論じ直す必要がある。

名主論が荘園制研究の重要な焦点となったのは昭和八年（一九三三）に発表された故清水三男氏の論文「初期の名田について」^{（『中世荘園の基』「礎」所収）}がきっかけであり、今井林太郎氏の著書『日本荘園制論』が名田の荘公兩属を強調したことによって焦点が深くなった。両氏の論拠のおもなものは、平安時代中期の伊賀国東大寺領、それも主として出作の荘公兩属の耕地に見られる負名であった。それに対して竹内理三博士は昭和十五年（一九四〇）発表の論文「名發生の一考察」^{（『寺領荘園の研究』所収）}で両氏の説を批判し、九世紀の近江国大國郷等の田地売券を論拠として、名の起源を、平安時代初期田籍圖に記載された口分田・墾田の保有者の名^なに求むべきことを提唱した。博士の指摘の意義は、名の私有性を強調したことにある。その説得力がいかに強かったかは、清水三男氏も原型としてこれを認め奈良時代の正倉院文書に

既に同一の事実が存在することを指摘したほどである^{（本中世の村落^二）}。しかし田籍圖にはのちに名主となるべきもの名のほかに、東大寺のように、荘園所有者となるべきものの名も同じく記載されている。清水氏はその点を指摘して、のちの名は租・課役の免除を意味するが、田籍圖の名はむしろ国衙への租の負担を明らかにしたものである、としてその間の相違を強調した。この清水氏の指摘が、要点をついていることは、改めて認識される必要がある。

石母田正氏の論文「中世的土地所有権の成立について——平安時代の百姓名の成立の意義」は、周知のように、承平二年（九三三）^{（『歴史学研究』四六号^{（吉）}）}九月二十二日丹波国牒^{（『平安遺文』二三四〇号）}に所見の「堪百姓等名」をもって百姓名の初見と解しそれを根底として、直接人身に課する調庸が土地を媒介・単位として課するように変化してきた段階において百姓名が成立したことを強調している。わたくしも早く公營田を論じた際に、九世紀前半にすでに調庸收取の重点が人から土地へ移り始めたことを指摘したこともあり^{（『公田を通じて見たる初期荘園制の構造』に就いて『歴史学研究』七ノ五）}、石母田氏の観点には一部同意するが、問題の「堪百姓等名」は竹内博士所説のとおり名^なと

すべきであつて名みやうではない、と確信している。牒の文意から当然そう解釈すべきであるが、他面さきにも指摘したように、当時は百姓治田であつても、百姓の名によつて立券することに妨害があり、事実不可能であつたことも新しく考慮に入れてのことである。石母田氏の中世的土地所有権に対する基本的立場は中田博士の論文「律令時代の土地私有権」(『法制史論』第二卷)を批判的に撰取し展開したものであるが、十世紀初頭を境とする百姓治田の立券に対しての顕著な変化に注意しなかつたために、収取を視点において新しい論を展開しながら、それに徹していない。名が収取の対象として組織されたことを指摘し、名一般を土地私有権あるいは私田と規定することは名の階級性と歴史性を抽象した形式的なものであると主張しながら、百姓名の性格規定については開墾と百姓治田の集積に成功した田堵名主らが名という新しい収取体系に再編成された過程の究明が具体的になされていない。百姓治田は法的・政治的無権利の状態であつたとし、班田農民の抵抗と闘争、農民層の階級分化が百姓名成立に働いた意義を強調しているが、それだけにとどまり、事實は名主と領主を同一の部類に入れている。新

しい収取体系として成立した名みやうについては、百姓治田の発展のうえに名は成立したが、名の私有性は治田が収取の対象として組織されることよつてのみ法的な私有権になり得たことを指摘するだけである。私有権の公認が、そのような前提のもとになされるのは当然のことである。重要なのは、農民の抵抗に直面した権力機構がいつどのような方針でそれに対応する内容を持つ収取体系を打ち出したかの究明である。具体的な事実が判明しないのは、関係史料が現存していないからであつて、やむを得ないといへばそれまでであるが、この場合も前と同様に傍証を集め、推測にもせよ、おおかたの輪廓を明らかにする必要がある。

その点で多くの史料をあげて百姓名の存在形態、墾田治田と領主的名保、律令制の弛緩と対応、公田の性格と百姓名を論じた松岡久人博士の論文「百姓名の成立とその性格——郷戸及び領主的名との関係面を中心として」(『日本封建制度の立的研究』所収)は注目される。ことに百姓名と領主的名保を対比してその成立過程と性格の相違を指摘し、十世紀末までに正税・調庸等の地税化がほぼ完了したことを明確にし郷司が百姓名成立に果たした役割を掘り出したのは、その成果である。

しかしその反面、あまり多くのことに関説したために、主題の百姓名の成立・性格論の焦点がやや不明確になったきらいがあるのは惜しまれる。百姓名の始源を論じて、戸主の名が単に国衙の検田帳上の一定土地区画の名称に転化したところに百姓名の成立を考えられる、とし、作人の家がなにかの事情で耕作不能になった時は進止権を持つ郷司が支配下百姓に百姓職をあて行なった、とするのは確かに卓見である。残念なことに、それを裏づける史料の提示がなく、それを補う論も徹底を欠いている。私有・経営を前提とする名の組織究明には、その前途に何かそれを阻止するものが立ちほだかっているように感じられてならない。

村井康彦・戸田芳実両博士が最近に展開した名主論は、十世紀初頭から顕著な存在となる負名を有力な拠証とし、殷富百姓らの正税徴収請負を中心とする論だけに筋道が通っている。公田等の公領が名に組織され始めたのが十世紀であろうことは、松岡博士によって既に推測されていたが、負名も特に里倉負名を持ち出したことよって一層明確度が加わった。問題の領主対作人の関係についても、負名は作人と同一視して論がなされ、名の起源は国衙が作製する

検田帳所載の作人の名に由来することも、松岡博士の論以上に明確にした。今後の名主論は当然その基礎の上に立つて進められることであろう。ただ注意を要するのは、請作を重視するあまりそれが耕作権として容認されているのを無視したり、検田帳に作人として登載されることをもって田籍図にその名による立券が行なわれることと完全に同一視する誤りを犯すことである。耕作権については再説を要しないが、検田帳については一言付説したい。

国司が毎年検田帳を作製するのは、職員令に規定されている「勸課農桑」の職掌に由来している。『正倉院文書』所収の正税帳に「催百姓産業」(『和泉監正税帳』(塚本)、二〇六ページ)、田国司」(『尾張国正税帳』(塚本)、二二六ページ)、「検校水田国司」(『東道文』二二六ページ)、「領催百姓産業巡行官人」(『但馬正税帳』(塚本)、二二六ページ)、「検田得不」(『東道文』二二七ページ)、「検田熟不」(『豊後正税帳』(塚本)、二二七ページ)、「検田得不」(『東道文』二二七ページ)、「検校百姓損田」(『東道文』二二七ページ)として所見するのは、直接間接に国司の検田職務に関係している。検田帳は馬上帳とも呼ばれている。馬上帳が九世紀初頭既に作製されたことは、天慶五年(九四二)四月二十五日付東寺伝法供家牒(『平安遺文』二二五三号)に承和十二年(八四五)に丹波国に馬上帳があったことを記録していることで判明する。しか

し国司が馬上帳の作製を重視するようになったのは、十世紀以後と考えてよい。当時の馬上帳は荘園関係文書に若干抄録^⑧されてはいるが、公領を直接に対象としたものは現存しない。公領関係の名組織が明確を欠く原因の一つとなっている。新しい発見が待望される。

領主については、延久荘園整理令所見の事実に触れる必要がある。それは延久荘園整理令において荘園所在の領主が記録荘園券契所での調査対象に上がった事実である。

『東大寺文書』延久元年（一〇六九）八月廿九日付筑前国嘉麻郡司解（『平安遺文』三二〇四八号）所見の治暦五年（一〇六九）二月廿二日付太政官符に「或諸庄園所在領主・田畠惣数儘注^レ子細^レ可^レ経^レ言上^レ」と見えている。太政官としては所有の田畠をその名により立券している領主の報告を期待したのである。石清水八幡宮や紀伊国薬勝寺等では領主をもって荘司・荘子らと同格の寄人と解して、その数を記録荘園券契所に報告した（『平安遺文』三三〇一五八―一八三三三）。御栗栖明神に田畠を寄進した山背友光も寄人と呼ばれた。記録荘園券契所の調査でなぜこのような食い違いが生じたかは不明であるが、このころから領主の概念が拡大され、寄人などをその中は包括する

ようになったのかもしれない。それにしても当時の太政官が荘園経営の実態を知るためにそこまで調査の対象を拡大したことは明記すべきである。

それについて思い合わされるのは、勅旨開田・百姓田地舎宅買取・閑地荒田占請の停止を命じた延喜二年（九〇二）三月十三日付太政官符（『新訂増補国史大系』六〇八―ベージ）に、嘱を受け百姓の田地舎宅を買い取り閑地荒田を占請する家について、国司は「料主」署牒者・使者を中央に報告すべきことを命ぜられていることである。この「料主」は音が近いので領主の誤写でないかとも考えられるが、『新訂増補国史大系』には「原作者、今意改」として料主を耕主に改めている。料主はもろろんのこと、領主も当時の公文書に所見しない。校訂者がこのように改めたのは一応理解されるが、「耕主」もなじまない名辞である。原本のまま「料主」としておくのが妥当な措置とすべきであろう。

領主対作人の関係について、改めて指摘しなければならぬのは、最初にも要約したように、領主のなかでも在荘のものは作人を強く支配し加地子のほかに雑事を賦課するものもいたことである。前稿「柚工と荘園」（『史林』四六）では、

玉滝荘の領主について、このことを指摘した。田堵と名主の同一、田堵の力役奉仕が明記されていることで著名を治承元年（一一七七）十二月日付山城國長福寺縁起并資財帳（平安通文）（八三三―七号）所見の長福寺開創の尼真理も、この種領主の一人とすべきである。真理は摂関家々梅津荘の領家ではなくて領主であり、田堵に力役を課した。真理自身その地位を「当庄領主」としている。領家と称していないことに注目しなければならぬ。

十世紀初頭に始まる長期耕作権の容認と、それと前後して新立荘園の再開、百姓の名に依る田地立券の抑止は、たがいに密接に影響し合い、それまでは耕地の所有と用益の権利がなお未分化であったのに対して、新しく領主・作人への分権を生み、それぞれの階層においても、本家・領家・領主、田堵・名主・作人・寄人等に細分するきっかけを作った。従来論は、領主・作人の分岐点を明確にしていなかったために思わぬ誤りを犯したり、領主・作人それぞれの立場や利害を無視したり混同したりした論がなされ、それだけでなくも錯雑している議論をさらに難解にしている。十三世紀以後の古文書に所見する領主・作人の権利内容は、十

三世紀以前のそれを承継しているが、鎌倉幕府が設立され、その支配下の地方行政組織として守護・地頭が設置されたことによって、直接間接に影響され、大きな変化が生じている。研究者は当然のことながらそのことをも銘記して、十世紀初頭に明確に分岐した領主対作人の系譜の行く先をたぐり、中世を特色づけている「領主制」の展開を明らかにする必要がある。

（昭和四十年十一月十五日未明稿）

- ① 愛智荘の領主・作人については、戸田芳実博士も論文「国衙領の名と在家について」（『中世社会の基本構造』所収）で論じ、両者間の流動性を強調している。士民でも公験を持てはその限りで当時の用語での「領主」「地主」である。その反面、領主は加地子を取返し、もしそれが否認されるならば、領主はその存在意義を喪失する。荘司解がその点をも指摘していることを注意すべきである。
- ② 『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告第二十冊』「長福寺」。
- ③ 公験が主として土地関係の証験について言われるようになったのは明らかでないが、完券の全部を含むか、それとも郡司の判許があるものに限られるか、古文書では明確にならない。
- ④ 『東大寺領大和国春日荘について』（『仏教史学』一一ノ二所載）『藤原時代浄土教と覚超』（『摂関時代史の研究』所収）『統鎌倉仏教の研究』（所載）。
- ⑤ 『王朝時代の庄園に関する研究』第三章恩給の観念第一節羅馬の precarium 及び弗蘭克時代の beneficium 四。博士は用益權留保付

土地寄進に基づく貸与法はプレカリウムとはもとより別箇の性質を有するとして、その解釈の出典を明らかにされている。

- ⑥ 村井康彦「田堵の存在形態」(『史料』四〇ノ二所載)。「古代國家解体過程の研究」ではやや論調が異なっているが、耕作権の容認を主題として田堵・作人のあり方を論ずるまでになっていない。

- ⑦ 延喜十一年(九一一)三月廿三日付平田福刀自子家地充行状(『平安遺文』「一一二〇五号」)。

- ⑧ 把岐荘は観世音寺領でありながら、三綱・政所が直接に管理せず金堂長講僧がこれを所管した。詳細は前稿「東大寺領大和国春日荘について」(『仏教史学』一一ノ二)を見られたい。

- ⑨ 最近にこのことを主題にした論文としては笠井昌昭「わが國十世紀末における疫病の流行とその影響について」(『文化学年報』第十四号所載)。

- ⑩ 曼荼羅寺の寺領について寺側と作人との深刻な争いについては、西岡虎之助「土地荘園化の過程における園免地の性質」(『荘園史の研究』下ノ所収)に詳しい。

- ⑪ 和泉国符に閑説の論文はすこぶる多いが、作手については明快な解釈を加えていない。坂本賞三「十世紀王朝國家土地制度とその崩壊」(『史料』四八ノ四所載)に明らかになように、この場合の作手は、後代の売券のように私的所有権とは解釈し得ない、としながら、耕作権という説にも従い得ず、作手とは、公田耕作をする名を持つことができずしかも名編成に組込まれたことを意味する、という難解な説明に陥っている。最近の研究の動向が國家公権を重視するのは是認されるが、行き過ぎてはならない。

- ⑫ 秋宗康子「保証刀彌について」(『史料』四四ノ四所載)。

- ⑬ 高田荘の田堵について早く論文を発表したのは田井啓吾「田堵に就いて」(『歴史学研究』七ノ五所載)であるが、最近では松岡久人「田

堵の性格について」(『魚邊先生古稀記念國史学論叢』所収)にそれを批判した意見が発表されている。

- ⑭ 寺院が買得した治田を寺名によって立券することが禁止され、有縁の俗人・檀越等により立券された一例として仁寿四年(八五四)十一月十一日付近江国愛智郡大國郷依知秦公五月麻呂解(『平安遺文』「一一一七号」)があげられる。

- ⑮ 源敏とその子孫は名義上の権利しか持たなかったとしても、それが観世音寺の領有になんの影響を与えなかった、とは言いえない。僧侶が買収した墾田の立券にあたって俗人の名を借りたために、その俗人からその権利を承継したものが後代になって訴訟を起こした事実がある(『平安遺文』「一一一六六・一一一六七号」)。

- ⑯ 『平安遺文』所見の作人臨時雜役免除については、論文「鎌倉仏教の課題」(『史学雑誌』六七ノ七『続鎌倉仏教の研究』所載)に詳説した。⑰ 問題を田地に限定する。田と畠の所有権の性格は本来異なっている。⑱ 島については延喜九年(九〇九)七月十七日付左京三坊戸主秦忌寸岑吉解(『平安遺文』「一一二〇〇号」)がある。ただしその一例だけである。

- ⑲ 安倍弟町子が母の民首安占子から上県二条給理里八道祖田にある家地一六〇歩を与えられたのは延喜九年(九〇九)十一月十五日付民安占子田地処分状(『平安遺文』「一一二〇二号」)によってであった。姉妹の安倍屋子・阿古刀自もおのおの家地一〇〇歩を与えられたが、弟町子が開墾して田とした二〇〇歩は、この両人の姉妹に処分された家地であったようである。

- ⑳ 大和国添上郡橋中郡五条五里一坪所在家地三〇〇歩の売買については「便宜要門田」として田地が附与する。この便宜要門田については泉谷康夫「公田變質の一考察」(『歴史評論』一〇六号所収)が論じているが、わたくしも閑説した(『東大寺領大和国春日荘について』

『仏教史学』一一ノ一所収。

⑩ 井上光貞『日本浄土教成立史の研究』。

⑪ 大國莊の坪付の一事について精査するのは容易でないが、寺田面敬を基準にすると、本文の結論が生ずる。

⑫ 村井康彦「名成立の歴史的前提」(『歴史学研究』二二五号) 戸田芳

實「国衙領の名と在家について」(『中世社会の基本構造』所載)。

⑬ 馬上帳の引用の古い例は『柴山寺文書』に多く見られる。しかし寺領以外ではこの種の馬上帳の存在を確かめることはむずかしい。

(京都大学教授)

Landlord and Tenants

—re-examination of the adjustment law of *Engi* 延喜 Manor—

by

Toshihide Akamatsu

The weak point in the modern study of manorial management mainly on the *Ukesaku* 請作 is in the way of the tenant's acquisition of the cultivation right. The former study of manors overvalued the private possession of *kubunden* 口分田, *konden* 懇田 and *jiden* 治田 including the importance of *Ukesaku* 請作 to neglect the existence of tenants or to evaluate their effort for acquisition of the cultivation right.

This article, with the opinion that at the beginning of the 10th century the cultivation right for long period was authorized for the first time and *Denchi-rikken* 田地立券 by *Hyakushōmyō* 百姓名 was checked, traces the process of the differentiation into landlords and tenants from the landed class which were looked upon as one body before the 10th century, and insists on the re-examination of the result in the enforcement of the adjustment law of *Engi* 延喜 Manor.

Sin-hai-kê-ming 辛亥革命 and Japanese Trend

by

Shirō Yamamoto

Japanese trend to the *Sin-hai-kê-ming* 辛亥革命 has been mainly examined in the aspects of the foreign policy, loan problems and public opinion.

This article traces the Japanese policy including the Japanese situation at the end of the *Meiji* 明治 era, and the trend of the army and officials cited from the *Yamagata's* 山県 and *Katsura's* 桂 documents. In short, the confusion of the policy was brought by the difference between the *Katsura* and the *Saionji* 西園寺 Cabinets, the precaution of the powers against Japan, and the diet power or the pressure of the public opinion which grew critical to the clique of